YAMAUCHI Patent Attorney

YAMAUCHIパテントNEWS

VOL.32

ニュースの目次

１．米国弁理士ランディスミス先生による「米国商標出願」のご講演報告
２．５月２４日「知的財産活用と企業経営」シンポジウム開催のお知らせ

>>>

点については、米国と同様だと感じました。

また、日本と違って、米国では基本的に商標が使用されていることが要求されるのですが、本国登録に基づく出願、マドリッドプロトコルに基づく出願については、出願時に使用証明は求められないため、日本の出願人は、好んでこの出願方法をとりたがります。しかし、米国では商標は使用されないと実体的権利として商標権は獲得されないので、本国登録やマドプロに依拠して連邦登録を取得しても、商標が米国内でまったく使用されていなければ、実際上どれだけの保護がその商標に与えられるかは極めて疑問であると仰っておられました。

有益な講義の後、ランディスミス先生を囲んで四国の弁理士と懇親会を行いました。ランディスミス先生の事務所は、ワシントンＤＣにあるのですが、そこで勤務されている方はスミス先生以外すべて日本人だそうです。そのせいか、スミス先生とお話していても、言語が英語であるという点を除けば、まるで日本人とお話しているような雰囲気で、大変話やすい気さくな先生でした。

写真は、四国支部のあるサンポートビルの展望室から瀬戸内海を背景に、スミス先生と写したものです。
ランディ先生は、ご友人に豊島出身の sushi 職人の方がいらっしゃるようで、その方に豊島の写真を見せてあげようと、豊島を含む瀬戸内海の写真をたくさんとっておられました。

（記　弁理士　山内章子）

>>>